

役員報酬等規程

社会福祉法人 心暖まる会

特別養護老人ホーム サニープレイス彦根

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人心暖まる会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 : 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 : 評議員会で選任された役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員 : 常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員 : 定款第2章の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等 : 報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、名称のいかんを問わない。尚、報酬等は法人の役員及び評議員としての職務執行の対価に限られ、法人の使用人等として受け取る財産上の利益を含まない。
- (5) 費用 : 職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費、手数料の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員及び評議員に対し、その地位にあることのみによっては、報酬は支給しないものとする。

- 2 ただし、理事長報酬については、評議員会において承認された予算の範囲内において別表1の金額を上限として支払う。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬の支払い方法)

第5条 報酬は通貨をもって本人に支給する。

- 2 報酬は、本人が指定する本人名義の口座へ振込による方法で支払うことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び、本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(車両の貸与)

第6条 法人は、常勤役員である者に対して、職務の執行のため必要であると理事会が承認した場合、法人の所有する車両を当該役員が専ら使用する車両として貸与することができる。

(旅費等)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により旅費を支給することができる。

(費用)

第8条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から延滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表1（第3条関係）

職 名	報酬	
	区 分	金額（月額）
理 事 長	月 額	500,000円以内

別表2（第7条関係）

名 称	費用弁償
旅 費	実 費

役員報酬等規定に対する付帯決議

法人はこの規定の施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずる。

第1 常勤役員の退職手当のあり方について引き続き検討し、適切な対応を行うこと。

第2 役員については、政府管掌の労働者災害補償保険が適用されないことから、その職務遂行中に業務災害（職務執行中における事故等）が発生した場合についての、適切な補償のあり方について早急に検討し、適切な対応を行うこと。

以上、決議する。